



# 島根県報

平成25年 5月17日 (金)

号外 第 9 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	(下水道推進課)	2
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	( " )	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	( " )	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	( " )	3
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	( " )	5
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	( " )	8

**特 定 調 達 公 告**

平成25年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 5 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

---

平成25年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 5 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

---

平成25年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 5 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託

### (2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 3,500トン（一日当たりの搬出数量 約20トン）

### (3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

### (4) 委託期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成25年7月1日から平成26年2月28日までとする。

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。

エ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があり、当該業務に係る施設の処理能力が50トン/日以上であること。

オ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

### (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオに掲げる要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年 5 月 17 日から同月 31 日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### (3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第 3 条第 1 項に規定する申請書類を、平成25年 5 月 31 日午後 5 時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第 5 条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第 7 条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年 5 月 17 日から同月 31 日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

#### (4) 入札書の受領の期限及び場所

##### ア 期限

平成25年 6 月 27 日 午後 1 時（郵便による提出にあつては、平成25年 6 月 27 日正午必着のこと。）

##### イ 場所

平成25年 6 月 27 日午後 0 時 30 分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

#### (5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

##### ア 日時

平成25年 6 月 27 日 午後 1 時

##### イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 3 会議室

##### ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

#### (3) 契約保証金

落札金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : June 27th, 2013, 1 : 00 p.m.

(Mail must arrive by the noon of June 27th 2013 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名及

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 2,500トン（一日当たり搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成25年 7月1日から平成26年 3月31日まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成25年 7月1日から平成26年 2月28日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥 1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。

エ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があり、当該業務に係る施設の処理能力が20トン/日以上であること。

オ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

### (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオに掲げる要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年5月17日から同月31日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年5月31日午後5時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年5月17日から同月31日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (4) 入札書の受領の期限及び場所

## ア 期限

平成25年 6月27日 午後 1時30分（郵便による提出にあつては、平成25年 6月27日正午必着のこと。）

## イ 場所

平成25年 6月27日午後 1時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

## (5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

## ア 日時

平成25年 6月27日 午後 1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町 1番地 島根県庁会議棟 第 3 会議室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要する。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : June 27th, 2013, 1 : 30 p.m.

(Mail must arrive by the noon of June 27th 2013 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託

### (2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 1,600トン（一日当たり搬出数量 約10トン）

### (3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

### (4) 委託期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成25年7月1日から平成26年1月31日までとする。

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受け、単独又は共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16号ただし書きの規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること、又は島根県が行った宍道湖流域下水道発生汚泥肥料化実地試験に参加し生産したものが肥料として適正であると確認され登録を受けることが確実なこと。

エ 単独または共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

オ 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委



託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、収集運搬業務を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年5月17日から同月31日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年5月31日午後5時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年5月17日から同月31日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成25年6月27日 午後2時（郵便による提出にあつては、平成25年6月27日正午必着のこと。）

イ 場所

平成25年6月27日午後1時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成25年6月27日 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第3会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : June 27th, 2013, 2 : 00 p.m.

(Mail must arrive by the noon of June 27th 2013 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470